

議案第 6 4 号

羽曳野市立教育・保育施設設置条例の一部を改正する条例の制定
について

羽曳野市立教育・保育施設設置条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 10 月 7 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

幼稚園及び保育園を再編し、古市幼稚園、駒ヶ谷幼稚園及び古市南幼稚園並びに下開保育園を新たに設置する古市こども園に統合するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市立教育・保育施設設置条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市立教育・保育施設設置条例(平成 29 年羽曳野市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

羽曳野市立古市こども園	羽曳野市南古市 2 丁目 11 番 8 号
-------------	-----------------------

第 3 条の表羽曳野市立古市幼稚園の項、羽曳野市立駒ヶ谷幼稚園の項及び羽曳野市立古市南幼稚園の項を削る。

第 4 条の表羽曳野市立下開保育園の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 羽曳野市立古市こども園に子どもを入園させようとする当該子どもの保護者は、当該入園に係る第 6 条第 1 項の許可を受けようとするときは、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、その申請を行うことができる。
- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、施行日前においても、第 6 条第 1 項の規定の例により、入園の許可をすることができる。この場合において、その許可を受けた保護者は、施行日において第 6 条第 1 項の許可を受けたものとみなす。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に改正前の第 3 条の羽曳野市立古市幼稚園、羽曳野市立駒ヶ谷幼稚園及び羽曳野市立古市南幼稚園への子どもの入園について羽曳野市教育委員会の許可を受けている当該子どもの保護者及び改正前の第 4 条の羽曳野市立下開保育園への子どもの入園について市長の許可を受けている当該子どもの保護者は、施行日において、それらの子どもの羽曳野市立古市こども園への入園に係る市長の許可を受けたものとみなす。

羽曳野市立教育・保育施設設置条例 新旧対照表

新	旧																																										
(認定こども園の設置) 第2条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)を次のとおり設置する。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>省略</td><td></td></tr> <tr> <td>羽曳野市立古市こども園</td><td>羽曳野市南古市2丁目11番8号</td></tr> </table> (幼稚園の設置) 第3条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)を次のとおり設置する。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>省略</td><td></td></tr> <tr> <td>省略</td><td></td></tr> <tr> <td>省略</td><td></td></tr> <tr> <td>省略</td><td></td></tr> </table> (保育園の設置) 第4条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(以下「保育園」という。)を次のとおり設置する <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>省略</td><td></td></tr> </table> 以下省略	名称	位置	省略		羽曳野市立古市こども園	羽曳野市南古市2丁目11番8号	名称	位置	省略		省略		省略		省略		名称	位置	省略		(認定こども園の設置) 第2条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)を次のとおり設置する。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>省略</td><td></td></tr> </table> (幼稚園の設置) 第3条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)を次のとおり設置する。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>羽曳野市立古市幼稚園</td><td>羽曳野市古市4丁目2番10号</td></tr> <tr> <td>省略</td><td></td></tr> <tr> <td>羽曳野市立駒ヶ谷幼稚園</td><td>羽曳野市駒ヶ谷327番地の1</td></tr> <tr> <td>羽曳野市立古市南幼稚園</td><td>羽曳野市南古市1丁目9番16号</td></tr> <tr> <td>省略</td><td></td></tr> </table> (保育園の設置) 第4条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(以下「保育園」という。)を次のとおり設置する <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>羽曳野市立下開保育園</td><td>羽曳野市古市1394番地</td></tr> <tr> <td>省略</td><td></td></tr> </table> 以下省略	名称	位置	省略		名称	位置	羽曳野市立古市幼稚園	羽曳野市古市4丁目2番10号	省略		羽曳野市立駒ヶ谷幼稚園	羽曳野市駒ヶ谷327番地の1	羽曳野市立古市南幼稚園	羽曳野市南古市1丁目9番16号	省略		名称	位置	羽曳野市立下開保育園	羽曳野市古市1394番地	省略	
名称	位置																																										
省略																																											
羽曳野市立古市こども園	羽曳野市南古市2丁目11番8号																																										
名称	位置																																										
省略																																											
省略																																											
省略																																											
省略																																											
名称	位置																																										
省略																																											
名称	位置																																										
省略																																											
名称	位置																																										
羽曳野市立古市幼稚園	羽曳野市古市4丁目2番10号																																										
省略																																											
羽曳野市立駒ヶ谷幼稚園	羽曳野市駒ヶ谷327番地の1																																										
羽曳野市立古市南幼稚園	羽曳野市南古市1丁目9番16号																																										
省略																																											
名称	位置																																										
羽曳野市立下開保育園	羽曳野市古市1394番地																																										
省略																																											